

令和7年11月20日
午前10時～午前11時
京都市危機管理センター

令和7年度 京都市防災会議 専門委員会 原子力部会
次 第

1 開 会

危機管理監あいさつ

2 議 題

- (1) 京都市地域防災計画 原子力災害対策編の修正等について [資料1]
- (2) 京都市における原子力災害対策の取組状況について [資料2]

3 関連報告

大飯発電所の取組等について (関西電力株) [資料3]

4 意見交換

5 閉 会

【配布資料】

- 名簿
- 資料1 京都市地域防災計画 原子力災害対策編の修正等について
- 資料2 京都市における原子力災害対策の取組状況について
- 資料3 関西電力 大飯発電所の取組等について
- 別添1 京都市地域防災計画 原子力災害対策編 新旧対照表
- 別添2 原子力災害対策編に係る関係細部計画 新旧対照表 (京都市水道対策計画)
- 別添3 原子力災害対策編に係る関係細部計画 新旧対照表 (原子力災害避難計画)
- 別添4 環境放射線モニタリング (平常時モニタリング) の実施状況
- 別添4-① 環境放射線モニタリングの実施結果 (空間放射線量率)
- 別添4-② 環境放射線モニタリングの実施結果 (京都市内産の農産物)
- 別添4-③ 環境放射線モニタリングの実施結果 (水道水)
- 別添4-④ 環境放射線モニタリングの実施結果 (河川水及び底質土)
- 別添5 京都市原子力防災訓練について

令和7年度 京都市防災会議専門委員会 原子力部会
名簿（敬称略）

専門委員（原子力部会） ◎ 部会長

氏名	職名	分野	出欠
石川 裕彦	京都大学名誉教授	応用気象学、気象災害	出席
大野 和子	京都医療科学大学教授	放射線管理	出席
高橋 良和	京都大学大学院工学研究科教授	耐震工学	欠席
藤川 陽子	京都大学複合原子力科学研究所教授	環境工学、放射線の土壤への影響	出席
堀 順一	京都大学複合原子力科学研究所教授	核データ、放射線計測測定	欠席
◎三島 嘉一郎	京都大学名誉教授	原子炉工学	出席

（五十音順）

関西電力株式会社

職名	氏名
執行役員 京都支社長	奥戸 義昌
原子力事業本部 副事業本部長	田中 剛司
原子力事業本部 原子燃料部門 専任部長	横田 昌樹
原子力事業本部 原子力発電部門 放射線管理グループ チーフマネジャー	加藤 真也
原子力事業本部 原子燃料部門 原燃計画グループ チーフマネジャー	亀田 保志
原子力事業本部 原子燃料部門 原燃計画グループ マネジャー	橋田 憲尚
原子力事業本部 原子力発電部門 廃止措置技術センター 廃止措置技術グループ マネジャー	堀内 健二

京都市

職名	氏名
危機管理監	廣瀬 智史
行財政局 防災危機管理室長	後藤 天平
行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策・広域連携課長	高原 敏訓

「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」の修正等について

1 京都市地域防災計画 原子力災害対策編

- 京都基本構想の理念の追加（予定）

本市は、構想期間を25年間（2026年～2050年）とする「京都基本構想」を今年中に策定予定であり、本市の今後の施策に関する基本的な考え方であるため、本計画の「はじめに」にその理念を追加する。

- 統計数値の時点修正、組織改正による修正

2 京都市水道対策計画

- 災害時協力井戸の登録件数を時点修正

3 原子力災害避難計画

- 原子力災害対策指針の改正に伴う修正

国の原子力災害対策指針が改正されたことに伴い、屋内退避に関する記載（同指針からの引用箇所）を修正する。

- 統計数値の時点修正 など

5 新旧対照表

別添1～3 のとおり

京都市における原子力災害対策の取組状況について (令和6年11月~)

1 環境放射線モニタリングの実施

別添4

- ・環境放射線モニタリング計画及び水道対策計画に基づき、モニタリングを実施
- ・実施項目『空間放射線量率』、『農産物』、『水道水』、『河川水及び底質土』

2 原子力防災訓練の実施

別添5

京都市原子力防災訓練（左京区久多・広河原地域）

3 防災業務関係者等の育成（防災業務関係者等に対する研修等）

- ・放射線防護研修 令和7年8月25日
(受講者) 区役所等職員 合計 20名
- ・職員研修における周知啓発
(対象) 新規採用職員研修、新任管理監督職員研修(部長級、課長級、係長級の各回)

4 広域避難受入体制の整備

- ・初期対応要員（各局等から3名、合計78名）の選任（平成28年度から毎年）
- ・初期対応要員に対する研修の開催

開催日 令和7年7月2日、7月24日（受講者数 56名）

研修内容 <講習>原子力防災の基礎、原子力災害時の広域避難、避難所運営支援
<図上演習>広域避難受入時の避難所運営について

【参考】

大飯発電所の状況について

○大飯発電所 1・2号機

平成 30 年 3 月 1 日 電気事業法に基づく廃止届出
平成 30 年 11 月 22 日 原子炉等規制法に基づく廃止措置計画認可申請
令和元年 12 月 11 日 原子炉等規制法に基づく廃止措置計画認可

○大飯発電所 3 号機

平成 30 年 3 月 14 日 再稼働
令和 7 年 11 月 20 日現在 運転中

○大飯発電所 4 号機

平成 30 年 5 月 9 日 再稼働
令和 7 年 11 月 20 日現在 運転中

研修等への参加人数（延べ人数）

(令和 7 年 11 月 20 日現在)

種別		年度												
		25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
	原子力防災に関するもの	9	1	2	0	5	1	21	3	3	0	0	1	0
	広域避難受入に関するもの	0	0	0	63	45	47	63	59	59	51	67	61	56
	被ばく医療に関するもの	0	1	2	7	11	4	4	0	0	0	0	0	0
	放射線防護に関するもの	5	1	2	54	22	18	20	7	21	18	22	21	20
	本部運営に関するもの	1	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0
	合計	15	3	6	124	83	73	110	69	83	69	89	83	76

※25 年度からの研修等への累計参加人数は 883 人

関西電力 大飯発電所の取組等について

令和7年1月20日

目 次

1. プラントの運転・定期検査の状況等 1 ~ 3
2. 大飯発電所1,2号機 廃止措置状況について 4 ~ 7
3. 使用済燃料対策ロードマップの見直し・進捗状況等 8 ~ 13

1. プラントの運転・定期検査の状況等

The Kansai Electric Power Co., Inc.

プラントの運転・定期検査の状況

- 美浜3号機、高浜2,3,4号機、大飯3,4号機の計6基運転中（高浜1号機第29回定期検査中）
- 美浜1,2号機、大飯1,2号機の廃止措置は計画通りに進捗

▼：実績

発電所	2024年度	2025年度 現時点	2026年度
美浜3号機	10/15原子炉手動停止▼ ※1 11/21並列▼ 3/2解列▼ 5/23並列 ※1次系冷却水クーラ海水系統 戻り母管の減肉に伴う原子炉停止	第28回定期検査	6月 第29回定期検査 9月
高浜1号機	6/2解列▼ 第28回定期検査 8/28並列	9/6解列▼ 第29回定期検査	12月 第30回定期検査
高浜2号機	11/6解列▼ 第28回定期検査 2/10並列		1月 第29回定期検査 6月
高浜3号機	2/22解列▼ 第27回定期検査 6/4並列		4月 第28回（蒸気発生器取替）定期検査 11月
高浜4号機	4/26並列 [第25回定期検査]	6/18解列▼ 第26回定期検査 10/19並列	10月 第27回（蒸気発生器取替）定期検査
大飯3号機	4/7並列 [第20回定期検査]	6/1解列▼ 第21回定期検査 8/16並列	10月 第22回定期検査 12月
大飯4号機	12/14解列▼ 第20回定期検査 2/22並列		2月 第21回定期検査 5月

※定期検査：解列～並列

The Kansai Electric Power Co., Inc.

大飯発電所における至近のトラブル情報等一覧

3

○令和6年度京都市防災会議専門委員会原子力部会（R6.1.1.2.1開催）以降発生分

発生年月日	発電所	件名	法令対象	安全協定上の異常事象	保全品質情報	その他
2025.2.27	大飯3号機	排気筒ガスマニタの一時的な指示値の上昇	—	●	—	—
2025.8.12	大飯	第二事務所1階の出入管理所入口付近における火災	—	—	—	●
2025.8.19	大飯3号機	B-循環水ポンプ圧油導入装置からの油漏れ	—	—	●	—

・法令対象：「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条」や「原子力発電工作物に係る電気関係報告規則」に該当する事象

・安全協定上の異常事象：安全協定第3条「異常時における連絡」に該当する事象

・保全品質情報：国へ報告する必要のない事象であるが、保全活動の向上の観点から電力各社はもとより、産官学において共有することが有益な情報

・その他：上記に該当しないもの

The Kansai Electric Power Co., Inc.

4

2. 大飯発電所1、2号機 廃止措置状況について

The Kansai Electric Power Co., Inc.

大飯1,2号機 廃止措置の概要

5

○大飯1, 2号機の廃止措置は大きく4段階に分け、約30年かけて実施する計画としています。

【第1段階】解体準備期間 (2019年度(認可後)～2026年度)		【第2段階】原子炉周辺設備解体撤去期間 (2027年度～2037年度)	
主な解体範囲		主な解体範囲	
核燃料物質の搬出 (新燃料)		核燃料物質の搬出 (使用済燃料)	
・系統除染【2020.4着工～2022.1完了】 ・残存放射能調査【2022.7着工～2025.9完了】 ・2次系設備の解体撤去【2020.4着工】 ・核燃料物質の搬出【新燃料搬出は2024.4完了】		・原子炉周辺設備の解体撤去 ・2次系設備の解体撤去(第1段階に引き続き) ・核燃料物質の搬出(使用済燃料)	
工事内容		工事内容	
【第3段階】原子炉領域解体撤去期間 (2038年度～2044年度)		【第4段階】建屋等解体撤去期間 (2045年度～2048年度)	
主な解体範囲		主な解体範囲	
・原子炉周辺設備の解体 ・原子炉領域の解体 ・2次系設備、タービン建屋の解体		・建屋等の解体	
工事内容		工事内容	
・原子炉領域の解体撤去 ・2次系設備の解体撤去(第1、2段階に引き続き) ・原子炉周辺設備の解体撤去(第2段階に引き続き)		・管理区域の解除 ・建屋等の解体撤去	
The Kansai Electric Power Co., Inc.			

廃止措置工事(第1段階)の工程

6

年度 件名	2019 12/11 廃止措置計 画認可	2020	2021	2022	2023	2024	2025 現時点	2026
2次系設備の解体撤去	4/1							
	タービン建屋内の機器等を解体、撤去							
					6/24		タービン建屋内のアスベスト保温を撤去	
系統除染	4/1	1/12						
残存放射能調査 (原子炉容器内)				7/15	6/1			9/30
残存放射能調査 (原子炉容器外)				8/1	7/28			9/30

○ 2次系設備の解体撤去 (2020年4月～)

- ・1,2号機タービン建屋内機器のうち、B湿分分離加熱器の解体撤去が終了 (1号機: 2023/7、2号機: 2024/1)
- ・現在、1,2号機 低圧タービン等の解体撤去を実施中
- ・タービン建屋内のアスベスト保温撤去を2024年6月から実施中

＜解体撤去前＞



＜解体撤去後＞



＜解体撤去前＞



＜解体撤去中＞



2号機 B湿分分離加熱器 解体撤去状況

2号機 低圧タービン 解体撤去状況

The Kansai Electric Power Co., Inc.

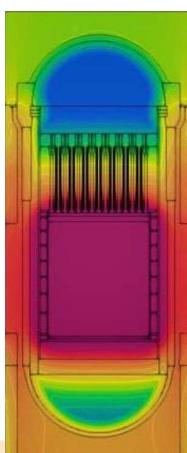
残存放射能調査（放射化汚染の評価）について

7

- 放射化汚染の評価対象範囲の中性子束分布を計算コードによって計算し、その中性子束分布を用いて機器、遮へい壁等の放射化による放射能濃度を計算
- 大飯1, 2号は、美浜1, 2号と比べて原子炉格納容器内の構造が複雑な形状であるため、美浜1, 2号で使用した2次元コード(DORT)ではなく、原子炉格納容器内全体の評価を考慮し、評価対象を詳細にモデル化が可能な、モンテカルロ法を用いた3次元コード(MCNP)を使用
- 計算結果の評価に当たっては、原子炉容器、炉心支持構造物、その他原子炉格納容器内の機器等から代表試料を採取・分析した結果と比較することにより、妥当性を確認



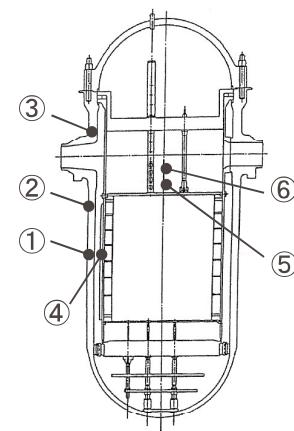
- 代表試料の分析結果と計算結果の比較により、計算値 (C) が分析値 (E) の10倍以内で精度よく保守的な評価となつており、計算結果は妥当と判断
- 本評価結果を第2段階移行時の廃止措置計画変更認可申請書に反映予定



3次元評価モデルによる
中性子束分布結果（例）

計算値 (C) と分析値 (E) との比較結果 (C/E)
(大飯1号機の原子炉容器及び炉心支持構造物の例 : Co60)

No.	場所	材質	E : 分析値 (Bq/g)	C : 計算値 (Bq/g)	C/E
①	原子炉 容器	炭素鋼	3.96×10^5	1.06×10^6	2.67
②		炭素鋼	1.55×10^5	3.97×10^5	2.56
③		炭素鋼	7.11×10^0	1.99×10^1	2.79
④	熱遮蔽体	SUS304	3.84×10^7	7.49×10^7	1.50
⑤	制御棒 案内管	SUS304	1.59×10^6	1.79×10^6	1.13
⑥		SUS304	1.07×10^4	1.76×10^4	1.64



原子炉容器及び炉心支持構造物の
代表試料採取箇所（例）

8

3. 使用済燃料対策ロードマップの見直し・進捗状況

○使用済燃料対策ロードマップ

- 2023.10.10 使用済燃料対策を着実に実施していくため、使用済燃料対策推進計画を補完する指針として、
使用済燃料対策ロードマップを策定
- 2024.8.29 日本原燃は、再処理工場の竣工目標を2026年度中とすることを公表
- 2025.2.13 使用済燃料対策ロードマップの見直しを公表 ⇨ 10
- 2025.3.6 第6回使用済燃料対策推進協議会幹事会 使用済燃料対策ロードマップの説明を実施
- 2025.4.17 第8回使用済燃料対策推進協議会
(経済産業大臣からの要請事項：事業者間連携のもと、取組の一層の推進等)
- 2025.6.12 第7回使用済燃料対策推進協議会幹事会
(エネ庁からの要請事項：今後本格化していく使用前事業者検査に向けた支援の検討・対応)
- 2025.8.7 第8回使用済燃料対策推進協議会幹事会
(エネ庁からの要請事項：設工認の説明終了に向けて結果を取り纏めるフェーズに対応すべくもう一段の追加支援)
- 2025.10.9 第9回使用済燃料対策推進協議会幹事会
(エネ庁からの要請事項：日本原燃からの要請に応じ、補正申請に必要な書類の品質チェックなどへの協力)
- 2025.10.10 使用済燃料対策ロードマップの進捗状況について、当社ホームページで公表 ⇨ 12

The Kansai Electric Power Co., Inc.

使用済燃料対策ロードマップ

2025年2月13日
関西電力株式会社

10

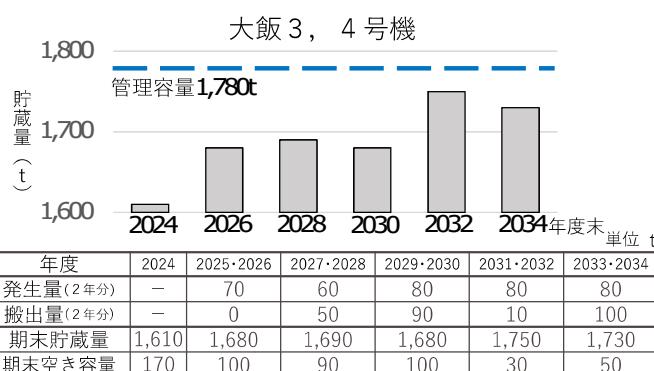
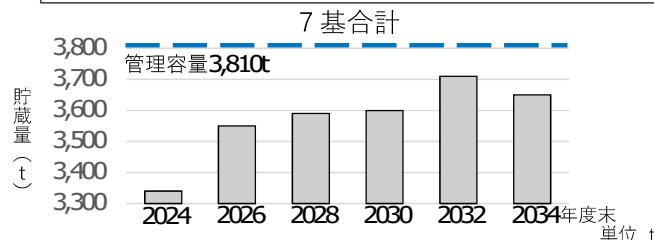
- 六ヶ所再処理工場の2026年度中の竣工に向け、関西電力を中心に、審査・検査に対応する人材を更に確保
- 2027年度から再処理開始、2028年度から使用済燃料受入れ開始。再処理工場への関西電力の使用済燃料の搬出において、2030年度までの3年間で198tを搬出（全体再処理量の約6割）。その後も必要量を確保し搬出するよう取り組む
- 使用済MOX燃料の再処理実証研究のため、2027年度から2029年度にかけて高浜発電所の使用済燃料約200tを仏国オラン社に搬出、データ充実化が必要になったことを踏まえ、さらに200t関西電力から搬出容量枠を確保し、まず2030年度から100tを搬出する
- 中間貯蔵施設の他地点を確保し、2030年頃に操業開始
- 中間貯蔵施設の操業を開始する2030年頃までの間、六ヶ所再処理工場および仏国オラン社への搬出により、使用済燃料の貯蔵量の増加を抑制
- あらゆる可能性を組み合わせて必要な搬出容量を確保し、着実に発電所が継続して運転できるよう、環境を整備する
- 本ロードマップの実効性を担保するため、今後、原則として貯蔵容量を増加させない
- 使用済燃料の中間貯蔵施設へのより円滑な搬出、さらに搬出までの間、電源を使用せずに安全性の高い方式で保管できるよう、発電所からの将来の搬出に備えて発電所構内に乾式貯蔵施設の設置を検討

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
六ヶ所再処理工場			竣工	各電力会社の使用済燃料の再処理 下期：上期 下期 上期 下期 70t 60t 110t 0t 90t (徐々に800tに増加) 800t 800t 800t 800t							
				各電力会社の使用済燃料受入れ 130t 110t 90t* (徐々に800tに増加) 800t 800t 800t							
				関西電力からの使用済燃料搬出量 78t 66t 54t (その後も必要量を搬出)							
使用済MOX燃料 再処理実証研究				高浜発電所から仏国搬出 (オラン社への搬出 200t + 100t) 70t 70t 60t 100t							
中間貯蔵施設					中間貯蔵施設 操業						

※ 受入れ量は前年度下期と当年度上期の再処理量の合計値であるが、2030年度上期の再処理量が公表されていないため、2029年度下期の再処理量の値を記載

The Kansai Electric Power Co., Inc.

見直したロードマップに従って、六ヶ所再処理工場、仏国(200t+追加100t)へ搬出することで、使用済燃料貯蔵量は管理容量以下で推移し、将来的には使用済燃料貯蔵量が減少する見通し。



前提条件

- ・2024年度末貯蔵量は見込値、発生量は2025～2027年度運転計画に基づき評価、2028年度以降年間平均発生量
- ・六ヶ所再処理工場：2026年度竣工、受入量：2028～2030年度130-110-90t、その後段階的（200t-400t）に増加し、2033年度以降800t
- ・当社搬出量は2028～2030年度全体受入量の60%、2031年度以降20%
- ・仏国への搬出：2027～2029年度70-70-60t、追加分100t：2030・2031年度70-30t
- 注）・期末貯蔵量は2024年度末貯蔵量をもとに2年間毎に発生量を加え、搬出量を引いたもの
- ・四捨五入の関係で7基合計と各発電所の合計値が合わない場合がある

使用済燃料対策ロードマップの進捗状況について

2025年10月10日
関西電力株式会社

○2025年2月13日に見直しを行った使用済燃料対策ロードマップに従って、取組みを進めている。

〈六ヶ所再処理工場〉

- ・日本原燃は、9月29日の審査会合において、残りの説明項目数や日本原燃での準備、1回の審査会合での説明物量などを勘案すると、あと3回程度の審査会合での説明が必要であり、11月までの説明完了は難しい、との認識を示す。
- ・説明終了時期が大きくずれ込むことはないこと、また説明終了後の検査、保安規定等に対して、検査体制の構築や訓練のやり方を工夫し、効率的に進めていくことから、2026年度中の竣工目標に影響はない考え。

〈使用済MOX燃料再処理実証研究〉

- ・仏国へ使用済燃料を輸送する輸送容器の準備を進めており、輸送容器の設計について国土交通省の承認後、容器承認申請を行い、輸送容器の製作を開始している。

〈中間貯蔵施設〉

- ・2030年頃の操業開始に向けて、引き続き、最大限取り組む。

〈国からの要請事項への対応〉

- ・日本原燃が必要とする支援内容について、電事連と調整の上、補正申請書のチェックや検査、保安規定、訓練等のスケジュール精緻化などの支援を実施していく。

大飯発電所使用済燃料乾式貯蔵施設の計画の変更について

13

【原子炉設置変更許可】 申請：2024年7月12日
補正：2025年6月13日

【補正内容】

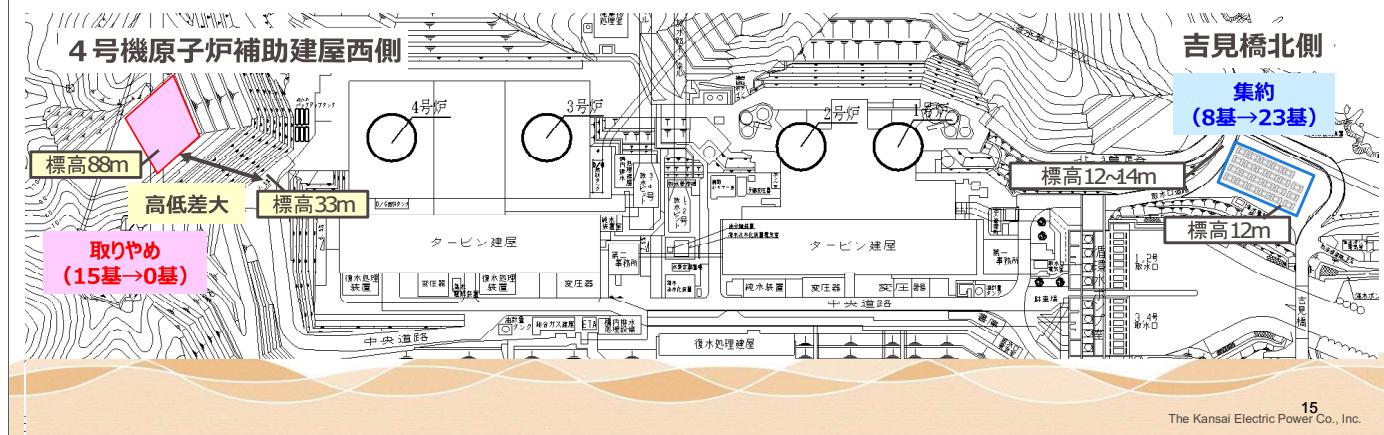
大飯発電所の使用済燃料乾式貯蔵施設設置計画について、4号機原子炉補助建屋西側付近での最大15基の乾式貯蔵容器の保管を取り止め、吉見橋北側付近での乾式貯蔵容器の保管数を最大8基から最大23基に変更する。

【補正理由】

先行する高浜発電所（第一期）の安全審査で、設置許可基準規則第3条ただし書きの審査方針（※）が明らかとなり、4号機原子炉補助建屋西側付近は頑健な岩盤上であるものの、高台であることから、万一、地盤の変形・変位等により傾斜がついた場合に乾式貯蔵容器が下方に滑ることを想定すると、乾式貯蔵容器及び既設建屋等へ影響がないとの説明が困難となつたため。

※：設置許可基準規則3条ただし書きの審査方針（2025年2月5日 原子力規制委員会）の概要

乾式貯蔵容器を岩盤の上に設置する場合でも地盤の変形・変位等を想定し、乾式貯蔵容器が転倒等した場合の乾式貯蔵容器及び周辺の施設に及ぼす影響を確認



参考

第三条 設計基準対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）及び兼用キャスクにあっては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。）が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤により十分に支持されなくてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。

2 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。

3 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤に変位が生じてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。

（設置許可基準規則解釈別記4）

第3条

1（前略）兼用キャスクを基礎等に固定せず、かつ、緩衝体の装着等により兼用キャスク蓋部が金属部へ衝突しない方法により設置する場合は、兼用キャスク蓋部の金属部への衝突に対してその安全機能が損なわれないものとする。

2（前略）また、輸送荷姿その他の兼用キャスクを基礎等に固定せず、かつ、緩衝体の装着等により兼用キャスク蓋部が金属部へ衝突しない方法により設置する場合は、地盤が変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがないものとする。

3（前略）兼用キャスクを基礎等に固定せず、かつ、緩衝体の装着等により兼用キャスク蓋部が金属部へ衝突しない方法により設置する場合は、その安全機能が損なわれないものとする。

The Kansai Electric Power Co., Inc.

【参考】設置許可基準規則第3条ただし書き審査概要（1/2）

1. 設置許可基準規則第3条ただし書き適用の考え方

- 設置許可基準規則の第3条について、規則解釈を踏まえると、「弱面上のずれ（第1項）」及び「変形（第2項）」は地盤が傾斜した状態等を想定しており、「変位（第3項）」は断層等のずれによる永久変位を想定する。
- ただし書きの適用にあたっては、これらの地盤の変形・変位等が生じた場合を想定し、4つの安全機能（「閉じ込め機能」、「臨界防止機能」、「遮蔽機能」、「除熱機能」）に着目し、これらの安全機能に影響を与える事象として、「乾式キャスクの転倒」「乾式キャスクと周辺施設等との衝突」「乾式キャスクの除熱阻害」を抽出・評価する。

（評価方法）

- ①衝突評価については、水平・落下・転倒の3つのモードを網羅的に抽出・評価し、乾式キャスクの安全機能が損なわれるおそれがない設計であることを確認する。
 - ②転倒・衝突評価については、想定される事象に対して告示地震力を水平・鉛直方向に不利な方向に考慮する。
- その上で、地盤の変形・変位等については不確かさがあることから、上記の評価に加え、様々な不測の事態を想定した応急復旧方法の対応手順（必要な資機材のリストアップを含む）を予め準備する。

（基本的な考え方）

- ①不測の事態は、乾式キャスクの複数基同時発生を想定する。
 - ②応急復旧の時間的制約上、最も厳しい事象である除熱機能が阻害される事象においては、乾式キャスクの安全機能が損なわれるまでには一定の時間余裕があるものの、発電所内の人員・設備や外部支援を活用し、可能な限り速やかに応急復旧に着手する。
 - ③除熱機能の阻害だけでなく、大きな衝撃により乾式キャスクの閉じ込め機能を喪失する事象、乾式キャスク胴部の変形により遮蔽機能が低下する事象においても、周辺公衆への影響はなく※応急復旧に時間制限はないものの、対応手順を予め準備する。
- さらには、サイトの特徴を踏まえた確認として、乾式貯蔵施設の設置位置と周辺施設との位置関係を踏まえ、乾式キャスクの転倒等を考慮しても、乾式キャスクおよび周辺の重要施設に影響を与えないことを確認。

The Kansai Electric Power Co., Inc.

2. 評価事象の概要

安全機能に影響を与える事象	評価事象	評価事象イメージ(例)
転倒	乾式キャスクの径方向転倒	
	乾式キャスクの軸方向転倒	
衝突	乾式キャスク同士の衝突	
	乾式キャスク転倒による乾式キャスクへの衝突	
	貯蔵架台からの落下衝突	
	格納設備の損傷による天板の衝突	
	格納設備の側壁との水平衝突(軸・径方向)	
	格納設備の側壁の転倒衝突	
	移動式クレーンのブームの落下衝突	
	移動式クレーンのブームの回転衝突	
除熱阻害	移動式クレーンの車両部の水平衝突	
	格納設備の損傷による除熱阻害 (給排気口の全閉塞)	
サイトの特徴を踏まえた事項 (高浜1期の例)		

The Kansai Electric Power Co., Inc.

令和7年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添1

頁	現行				修正後				修正理由
6	表1. 6. 1 緊急防護措置を準備する区域（U P Z） 資料：住民基本台帳（令和6年10月1日）				表1. 6. 1 緊急防護措置を準備する区域（U P Z） 資料：住民基本台帳（令和7年10月1日）				時点修正
	行政 区名	地 域	世帯数（世 帯）	人口（人）	行政 区名	地 域	世帯数（世 帯）	人口（人）	
	左京区	久 多	38	61	左京区	久 多	38	62	
		広河原	34	110		広河原	34	111	
	右京区	京北上弓削町上川行政区	43	65	右京区	京北上弓削町上川行政区	43	63	
		計	115	236		計	115	236	
51	表3. 2. 2 関係局区連絡会議の構成				表3. 2. 2 関係局区連絡会議の構成				建制順の 変更及び 組織改正 による修 正
		環境政策局環境企画部長				総合企画局総合政策室長			
		行財政局総務部長				行財政局総務部長			
	座長	行財政局防災危機管理室長			座長	行財政局防災危機管理室長			
		総合企画局総合政策室長				文化市民局文化市民部長			
		文化市民局くらし安全推進部長				産業観光局産業企画室長			
		産業観光局産業戦略部長				環境政策局環境企画部長			
		保健福祉局保健福祉部長				保健福祉局保健福祉部長			
		子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室長				子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室長			
		都市計画局都市企画部長				都市計画局都市企画部長			
		建設局建設企画部長				建設局建設企画部長			
		消防局総務部長				消防局総務部長			
		交通局企画総務部長				交通局企画総務部長			
		上下水道局総務部長				上下水道局総務部長			
		市会事務局次長				市会事務局次長			
		教育委員会事務局総務部長				教育委員会事務局総務部長			
		選挙管理委員会事務局次長				選挙管理委員会事務局次長			
		人事委員会事務局次長				人事委員会事務局次長			
		監査事務局次長				監査事務局次長			
		左京区役所副区長				左京区役所副区長			
		右京区役所副区長				右京区役所副区長			
		当番区副区長				当番区副区長			
		その他、必要と認める者				その他、必要と認める者			
	※座長が必要な構成員を招集することとする。				※座長が必要な構成員を招集することとする。				
	事務局：防災危機管理室				事務局：防災危機管理室				

令和7年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添1

頁	現行	修正後	修正理由																																																																																																
52	<p>表3. 2. 4 原子力災害警戒本部の体制</p> <table border="1"> <tr><td>本部長</td><td>危機管理監</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>会計管理者</td></tr> <tr><td></td><td>都市経営戦略監</td></tr> <tr><td></td><td>産業・文化融合戦略監</td></tr> <tr><td></td><td>文化芸術政策監</td></tr> <tr><td></td><td>デジタル化戦略監</td></tr> <tr><td></td><td>観光政策監</td></tr> <tr><td></td><td>木の文化・森林政策監</td></tr> <tr><td></td><td>新型コロナ対策・ワクチン接種統括監</td></tr> <tr><td></td><td>監察監</td></tr> <tr><td></td><td>京都市事務分掌条例第1条に規定する各局の長</td></tr> <tr><td></td><td>左京区長</td></tr> <tr><td></td><td>右京区長</td></tr> <tr><td></td><td>当番区長</td></tr> <tr><td></td><td>消防局長</td></tr> <tr><td></td><td>交通局長（公営企業管理者）</td></tr> <tr><td></td><td>上下水道局長（公営企業管理者）</td></tr> <tr><td></td><td>市会事務局長</td></tr> <tr><td></td><td>教育長</td></tr> <tr><td></td><td>選挙管理委員会事務局長</td></tr> <tr><td></td><td>人事委員会事務局長</td></tr> <tr><td></td><td>監査事務局長</td></tr> <tr><td></td><td>その他、必要と認める者</td></tr> </table> <p>※本部長が必要な構成員を招集することとする。 事務局：防災危機管理室</p>	本部長	危機管理監	本部員	会計管理者		都市経営戦略監		産業・文化融合戦略監		文化芸術政策監		デジタル化戦略監		観光政策監		木の文化・森林政策監		新型コロナ対策・ワクチン接種統括監		監察監		京都市事務分掌条例第1条に規定する各局の長		左京区長		右京区長		当番区長		消防局長		交通局長（公営企業管理者）		上下水道局長（公営企業管理者）		市会事務局長		教育長		選挙管理委員会事務局長		人事委員会事務局長		監査事務局長		その他、必要と認める者	<p>表3. 2. 4 原子力災害警戒本部の体制</p> <table border="1"> <tr><td>本部長</td><td>危機管理監</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>会計管理者</td></tr> <tr><td></td><td>都市経営戦略監</td></tr> <tr><td></td><td>企画監</td></tr> <tr><td></td><td>産業・文化融合戦略監</td></tr> <tr><td></td><td>文化芸術政策監</td></tr> <tr><td></td><td>まちづくり政策監</td></tr> <tr><td></td><td>デジタル化戦略監</td></tr> <tr><td></td><td>観光政策監</td></tr> <tr><td></td><td>木の文化・森林政策監</td></tr> <tr><td></td><td>(削除)</td></tr> <tr><td></td><td>監察監</td></tr> <tr><td></td><td>京都市事務分掌条例第1条に規定する各局の長</td></tr> <tr><td></td><td>左京区長</td></tr> <tr><td></td><td>右京区長</td></tr> <tr><td></td><td>当番区長</td></tr> <tr><td></td><td>消防局長</td></tr> <tr><td></td><td>交通局長（公営企業管理者）</td></tr> <tr><td></td><td>上下水道局長（公営企業管理者）</td></tr> <tr><td></td><td>市会事務局長</td></tr> <tr><td></td><td>教育長</td></tr> <tr><td></td><td>選挙管理委員会事務局長</td></tr> <tr><td></td><td>人事委員会事務局長</td></tr> <tr><td></td><td>監査事務局長</td></tr> <tr><td></td><td>その他、必要と認める者</td></tr> </table> <p>※本部長が必要な構成員を招集することとする。 事務局：防災危機管理室</p>	本部長	危機管理監	本部員	会計管理者		都市経営戦略監		企画監		産業・文化融合戦略監		文化芸術政策監		まちづくり政策監		デジタル化戦略監		観光政策監		木の文化・森林政策監		(削除)		監察監		京都市事務分掌条例第1条に規定する各局の長		左京区長		右京区長		当番区長		消防局長		交通局長（公営企業管理者）		上下水道局長（公営企業管理者）		市会事務局長		教育長		選挙管理委員会事務局長		人事委員会事務局長		監査事務局長		その他、必要と認める者	組織改正による修正
本部長	危機管理監																																																																																																		
本部員	会計管理者																																																																																																		
	都市経営戦略監																																																																																																		
	産業・文化融合戦略監																																																																																																		
	文化芸術政策監																																																																																																		
	デジタル化戦略監																																																																																																		
	観光政策監																																																																																																		
	木の文化・森林政策監																																																																																																		
	新型コロナ対策・ワクチン接種統括監																																																																																																		
	監察監																																																																																																		
	京都市事務分掌条例第1条に規定する各局の長																																																																																																		
	左京区長																																																																																																		
	右京区長																																																																																																		
	当番区長																																																																																																		
	消防局長																																																																																																		
	交通局長（公営企業管理者）																																																																																																		
	上下水道局長（公営企業管理者）																																																																																																		
	市会事務局長																																																																																																		
	教育長																																																																																																		
	選挙管理委員会事務局長																																																																																																		
	人事委員会事務局長																																																																																																		
	監査事務局長																																																																																																		
	その他、必要と認める者																																																																																																		
本部長	危機管理監																																																																																																		
本部員	会計管理者																																																																																																		
	都市経営戦略監																																																																																																		
	企画監																																																																																																		
	産業・文化融合戦略監																																																																																																		
	文化芸術政策監																																																																																																		
	まちづくり政策監																																																																																																		
	デジタル化戦略監																																																																																																		
	観光政策監																																																																																																		
	木の文化・森林政策監																																																																																																		
	(削除)																																																																																																		
	監察監																																																																																																		
	京都市事務分掌条例第1条に規定する各局の長																																																																																																		
	左京区長																																																																																																		
	右京区長																																																																																																		
	当番区長																																																																																																		
	消防局長																																																																																																		
	交通局長（公営企業管理者）																																																																																																		
	上下水道局長（公営企業管理者）																																																																																																		
	市会事務局長																																																																																																		
	教育長																																																																																																		
	選挙管理委員会事務局長																																																																																																		
	人事委員会事務局長																																																																																																		
	監査事務局長																																																																																																		
	その他、必要と認める者																																																																																																		

令和7年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添1

頁	現行	修正後	修正理由																																																																																																
52	<p>表3. 2. 5 災害対策本部の体制</p> <table border="1"> <tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr> <tr><td></td><td>会計管理者</td></tr> <tr><td></td><td>都市経営戦略監</td></tr> <tr><td></td><td>危機管理監</td></tr> <tr><td></td><td>産業・文化融合戦略監</td></tr> <tr><td></td><td>文化芸術政策監</td></tr> <tr><td></td><td>デジタル化戦略監</td></tr> <tr><td></td><td>観光政策監</td></tr> <tr><td></td><td>木の文化・森林政策監</td></tr> <tr><td></td><td>新型コロナ対策・ワクチン接種統括監</td></tr> <tr><td></td><td>監察監</td></tr> <tr><td></td><td>京都市事務分掌条例第1条に規定する各局の長</td></tr> <tr><td></td><td>区長及び担当区長</td></tr> <tr><td></td><td>消防局長</td></tr> <tr><td></td><td>交通局長（公営企業管理者）</td></tr> <tr><td></td><td>上下水道局長（公営企業管理者）</td></tr> <tr><td></td><td>市会事務局長</td></tr> <tr><td></td><td>教育長</td></tr> <tr><td></td><td>選挙管理委員会事務局長</td></tr> <tr><td></td><td>人事委員会事務局長</td></tr> <tr><td></td><td>監査事務局長</td></tr> <tr><td></td><td>その他、必要と認める者</td></tr> </table> <p>※本部長が必要な構成員を招集することとする。 事務局：防災危機管理室</p>	本部長	市長	副本部長	副市長		会計管理者		都市経営戦略監		危機管理監		産業・文化融合戦略監		文化芸術政策監		デジタル化戦略監		観光政策監		木の文化・森林政策監		新型コロナ対策・ワクチン接種統括監		監察監		京都市事務分掌条例第1条に規定する各局の長		区長及び担当区長		消防局長		交通局長（公営企業管理者）		上下水道局長（公営企業管理者）		市会事務局長		教育長		選挙管理委員会事務局長		人事委員会事務局長		監査事務局長		その他、必要と認める者	<p>表3. 2. 5 災害対策本部の体制</p> <table border="1"> <tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr> <tr><td></td><td>会計管理者</td></tr> <tr><td></td><td>都市経営戦略監</td></tr> <tr><td></td><td>企画監</td></tr> <tr><td></td><td>危機管理監</td></tr> <tr><td></td><td>産業・文化融合戦略監</td></tr> <tr><td></td><td>文化芸術政策監</td></tr> <tr><td></td><td>まちづくり政策監</td></tr> <tr><td></td><td>デジタル化戦略監</td></tr> <tr><td></td><td>観光政策監</td></tr> <tr><td></td><td>木の文化・森林政策監</td></tr> <tr><td></td><td>(削除)</td></tr> <tr><td></td><td>監察監</td></tr> <tr><td></td><td>京都市事務分掌条例第1条に規定する各局の長</td></tr> <tr><td></td><td>区長及び担当区長</td></tr> <tr><td></td><td>消防局長</td></tr> <tr><td></td><td>交通局長（公営企業管理者）</td></tr> <tr><td></td><td>上下水道局長（公営企業管理者）</td></tr> <tr><td></td><td>市会事務局長</td></tr> <tr><td></td><td>教育長</td></tr> <tr><td></td><td>選挙管理委員会事務局長</td></tr> <tr><td></td><td>人事委員会事務局長</td></tr> <tr><td></td><td>監査事務局長</td></tr> <tr><td></td><td>その他、必要と認める者</td></tr> </table> <p>※本部長が必要な構成員を招集することとする。 事務局：防災危機管理室</p>	本部長	市長	副本部長	副市長		会計管理者		都市経営戦略監		企画監		危機管理監		産業・文化融合戦略監		文化芸術政策監		まちづくり政策監		デジタル化戦略監		観光政策監		木の文化・森林政策監		(削除)		監察監		京都市事務分掌条例第1条に規定する各局の長		区長及び担当区長		消防局長		交通局長（公営企業管理者）		上下水道局長（公営企業管理者）		市会事務局長		教育長		選挙管理委員会事務局長		人事委員会事務局長		監査事務局長		その他、必要と認める者	組織改正による修正
本部長	市長																																																																																																		
副本部長	副市長																																																																																																		
	会計管理者																																																																																																		
	都市経営戦略監																																																																																																		
	危機管理監																																																																																																		
	産業・文化融合戦略監																																																																																																		
	文化芸術政策監																																																																																																		
	デジタル化戦略監																																																																																																		
	観光政策監																																																																																																		
	木の文化・森林政策監																																																																																																		
	新型コロナ対策・ワクチン接種統括監																																																																																																		
	監察監																																																																																																		
	京都市事務分掌条例第1条に規定する各局の長																																																																																																		
	区長及び担当区長																																																																																																		
	消防局長																																																																																																		
	交通局長（公営企業管理者）																																																																																																		
	上下水道局長（公営企業管理者）																																																																																																		
	市会事務局長																																																																																																		
	教育長																																																																																																		
	選挙管理委員会事務局長																																																																																																		
	人事委員会事務局長																																																																																																		
	監査事務局長																																																																																																		
	その他、必要と認める者																																																																																																		
本部長	市長																																																																																																		
副本部長	副市長																																																																																																		
	会計管理者																																																																																																		
	都市経営戦略監																																																																																																		
	企画監																																																																																																		
	危機管理監																																																																																																		
	産業・文化融合戦略監																																																																																																		
	文化芸術政策監																																																																																																		
	まちづくり政策監																																																																																																		
	デジタル化戦略監																																																																																																		
	観光政策監																																																																																																		
	木の文化・森林政策監																																																																																																		
	(削除)																																																																																																		
	監察監																																																																																																		
	京都市事務分掌条例第1条に規定する各局の長																																																																																																		
	区長及び担当区長																																																																																																		
	消防局長																																																																																																		
	交通局長（公営企業管理者）																																																																																																		
	上下水道局長（公営企業管理者）																																																																																																		
	市会事務局長																																																																																																		
	教育長																																																																																																		
	選挙管理委員会事務局長																																																																																																		
	人事委員会事務局長																																																																																																		
	監査事務局長																																																																																																		
	その他、必要と認める者																																																																																																		

令和7年度京都市地域防災計画修正に係る関係細部計画新旧対照表（京都市水道対策計画）

別添2

頁	現行	修正後	修正理由
112	3 災害時協力井戸の活用 <u>市内639箇所（令和4年7月1日現在）</u> 登録されている災害時協力井戸を活用し、生活用水の確保を図る。	3 災害時協力井戸の活用 <u>市内624箇所（令和7年7月1日現在）</u> 登録されている災害時協力井戸を活用し、生活用水の確保を図る。	時点修正

令和7年度京都市地域防災計画修正に係る関係細部計画新旧対照表（原子力災害避難計画）

頁	現行	修正後	修正理由
114	<p>第2 避難等の実施区分</p> <p>避難等の実施区分は、次のとおりとする。</p> <p>1 屋内退避</p> <p>放射性物質の吸引抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽するため、家屋内に退避することにより、被ばくの低減を図る防護措置をいう。</p> <p>屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸引抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合、一般的に遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> PAZにおいては、原則として、施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者に対して、また、全面緊急事態に至った時点で全ての住民等に対して、避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。 UPZにおいては、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。 UPZ外においては、UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。 <p>前記の屋内退避の実施に当たっては、ブルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。</p> <p>（出典：原子力災害対策指針）</p>	<p>第2 避難等の実施区分</p> <p>避難等の実施区分は、次のとおりとする。</p> <p>1 屋内退避</p> <p>放射性物質の吸引抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽するため、家屋内に退避することにより、被ばくの低減を図る防護措置をいう。</p> <p>屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸引抑制や放射線を遮蔽することにより、主にブルームからの被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、UPZにおいて、全面緊急事態に至った時点で、放射線被ばくのリスクを低減するために実施するものである。また、PAZやUPZの一部の区域において、避難又は一時移転の実施が困難な場合の措置として行われることもある。特に、病院や介護施設においては健康状態等により避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。</p> <p>(i) 屋内退避の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> PAZにおいては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施する。 UPZにおいては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施する。 UPZ外においては、事態の進展等に応じて、UPZと同様に、屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。 <p>(ii) 屋内退避実施後の運用</p> <p>前記の屋内退避は、物的な面や人的支援の面での生活の維持や、屋内にとどまること等による肉体的・精神的影響の観点から、長期にわたって継続することは難しいと考えられ、屋内退避の実施状況を踏まえて、その継続の可否を判断することが必要となる。屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、ブルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国が地方公共団体と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示することになる。なお、屋内退避から避難への切替えにより避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避を継続することを基本とし、避難への切替えを判断するに当たっては、生活の維持が困難であること等の判断は慎重に行うこととする。また、屋内退避の継続のためには、医療品等も含めた支援物資の供給及び医療等の人的支援の提供が重要となることに留意する必要がある。</p> <p>屋内退避を実施している住民等に対しては、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供するものとする。また、避難すべ</p>	関係法令の改正に伴う修正

令和7年度京都市地域防災計画修正に係る関係細部計画新旧対照表（原子力災害避難計画）

頁	現行	修正後	修正理由																																																		
		<p>き区域でやむを得ず屋内退避を実施している住民等の放射線防護について留意する必要がある。</p> <p>なお、屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものである。国は、原子力施設の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うこととする。</p> <p>(iii) 屋内退避の解除</p> <p>屋内退避は、主にブルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置である。このため、原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなブルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたブルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の必要がなくなることから、屋内退避の解除を行う。</p> <p>なお、その際、緊急時モニタリングの結果に応じて、O I L 1 又はO I L 2 を超える地域があれば、避難や一時移転等の防護措置を講ずることとなる。</p> <p>(出典：原子力災害対策指針)</p>																																																			
120	<p>別紙</p> <p>避難時集合場所・避難退域時検査場所等</p> <p>(世帯数・人口は、令和6年10月1日住民基本台帳による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">行政 区</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th rowspan="2">世 帯 数</th> <th rowspan="2">人口 (人)</th> <th>避難時集合場所 の名称</th> <th>避難退域時検査場所 等 (所在地)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">左 京 区</td> <td>久多</td> <td>38</td> <td><u>61</u></td> <td>(略) (略) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広河原</td> <td>34</td> <td><u>110</u></td> <td>(略) (略) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>右 京 区</td> <td>京北上 弓削町 上川行 政区</td> <td>43</td> <td><u>65</u></td> <td>(略) (略) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	行政 区	地 域	世 帯 数	人口 (人)	避難時集合場所 の名称	避難退域時検査場所 等 (所在地)	所在地	電話番号	左 京 区	久多	38	<u>61</u>	(略) (略) (略)	(略)	広河原	34	<u>110</u>	(略) (略) (略)	(略)	右 京 区	京北上 弓削町 上川行 政区	43	<u>65</u>	(略) (略) (略)	(略)	<p>別紙</p> <p>避難時集合場所・避難退域時検査場所等</p> <p>(世帯数・人口は、令和7年10月1日住民基本台帳による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">行政 区</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th rowspan="2">世 帯 数</th> <th rowspan="2">人口 (人)</th> <th>避難時集合場所の 名称</th> <th>避難退域時検査場 所等 (所在地)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">左 京 区</td> <td>久多</td> <td>38</td> <td><u>62</u></td> <td>(略) (略) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広河原</td> <td>34</td> <td><u>111</u></td> <td>(略) (略) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>右 京 区</td> <td>京北上 弓削町 上川行 政区</td> <td>43</td> <td><u>63</u></td> <td>(略) (略) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	行政 区	地 域	世 帯 数	人口 (人)	避難時集合場所の 名称	避難退域時検査場 所等 (所在地)	所在地	電話番号	左 京 区	久多	38	<u>62</u>	(略) (略) (略)	(略)	広河原	34	<u>111</u>	(略) (略) (略)	(略)	右 京 区	京北上 弓削町 上川行 政区	43	<u>63</u>	(略) (略) (略)	(略)	時点修正
行政 区	地 域					世 帯 数	人口 (人)	避難時集合場所 の名称	避難退域時検査場所 等 (所在地)																																												
		所在地	電話番号																																																		
左 京 区	久多	38	<u>61</u>	(略) (略) (略)	(略)																																																
	広河原	34	<u>110</u>	(略) (略) (略)	(略)																																																
右 京 区	京北上 弓削町 上川行 政区	43	<u>65</u>	(略) (略) (略)	(略)																																																
行政 区	地 域	世 帯 数	人口 (人)	避難時集合場所の 名称	避難退域時検査場 所等 (所在地)																																																
				所在地	電話番号																																																
左 京 区	久多	38	<u>62</u>	(略) (略) (略)	(略)																																																
	広河原	34	<u>111</u>	(略) (略) (略)	(略)																																																
右 京 区	京北上 弓削町 上川行 政区	43	<u>63</u>	(略) (略) (略)	(略)																																																

環境放射線モニタリング（平常時モニタリング）の実施状況 (令和6年11月～令和7年10月)

環境放射線モニタリング計画及び水道対策計画に基づき、モニタリングを実施。測定結果については、逐次、京都市のホームページに掲載し、公表。実施状況は以下のとおり。

1 空間放射線量率（大気（担当課：環境政策局環境企画部環境保全創造課））

市内8箇所（うち3箇所はモニタリングポストによる連続測定、5箇所は可搬式測定機器による週1回の測定）において、空間放射線量率測定を実施。

測定場所	測定担当	測定方法	測定回数
久多小学校跡地（左京区）	京都府	モニタリングポストによる自動測定	連続測定 (1分毎に測定)
府庁（上京区）			
府保健環境研究所（伏見区）			
左京区花脊出張所	出張所職員	可搬式シンチレーションサーベイメータによる測定	1回／週
右京区京北出張所	出張所職員		
京都市役所	環境政策局環境企画部 環境保全創造課		
山科区役所	区役所職員		
西京区役所	区役所職員		

《結果》

別添4-①

例年とほぼ同じレベルで推移し、大きな変動は認められなかった。

2 農産物（担当課：産業観光局農林振興室）

市内産の野菜等の農産物の放射能検査を実施。品目（産地）、測定時期は以下のとおり。

（※ 品目及び産地等については、生産状況等により変更する場合がある。）

測定対象	採取担当	測定担当	測定方法	測定回数
市内農産物	産業観光局	衛生環境研究所	ゲルマニウム半導体検出器 (放射性ヨウ素、放射性セシウム)	1回／月（1品目）

測定時期	測定品目（産地）	
令和6年度	11月	ねぎ（左京区大原）
	12月	こかぶ（右京区京北）
	1月	だいこん（左京区下鴨）
	2月	みずな（右京区京北）
	3月	こまつな（右京区嵯峨）
令和7年度	4月	九条ねぎ（伏見区淀）
	5月	キャベツ（南区洛南）
	6月	じゃがいも（北区上賀茂）
	7月	なす（山科区山科南部）
	8月	なす（西京区大原野）
	9月	伏見とうがらし（右京区京北）
	10月	紫ずきん（右京区京北）

《結果》

別添4-②

市内各地で採取した農産物について、毎月1品目ずつ放射性物質を測定したところ、人工放射性核種については検出されなかった。

3 水道水（担当課：上下水道局技術監理室水質管理センター）

水道事業における市街地及び山間地域の水道原水並びに給水栓水の放射性物質の測定を実施。採水箇所、測定回数等については以下のとおり。

《市街地》

測定対象	採水箇所	測定担当	測定方法	測定回数
水道原水	琵琶湖疏水第2疏水取水口	上下水道局	ゲルマニウム半導体検出器による測定 (放射性ヨウ素、放射性セシウム)	1回／月 (原水1地点) (給水栓3地点、 浄水場給水区域ご とに1地点)
水道水 (市内給水栓水)	蹴上浄水場給水区域 京都市上下水道サービス協会本部 南田児童公園 竹間公園 松ヶ崎浄水場給水区域 上下水道局北部営業所 岩倉東公園 楽只児童公園 新山科浄水場給水区域 上下水道局ポンプ施設事務所 上下水道局東部営業所 西京区役所洛西支所 蜂ヶ岡第二公園			

《山間地域》

測定対象	採水箇所	測定担当	測定方法	測定回数
水道原水 (水源地)	弓削浄水場(表流水・弓削川(桂川水系)) 大原第1浄水場(伏流水・高野川(鴨川水系)) 山国浄水場(伏流水・桂川(桂川水系))	上下水道局	ゲルマニウム半導体検出器による測定 (放射性ヨウ素、放射性セシウム)	1回／3ヶ月 (原水3地点) (浄水場5地点)
水道水 (浄水場内)	久多浄水場 広河原・花脊浄水場 弓削浄水場 大原第1浄水場 山国浄水場			

《結果》

別添4-③

全ての採水箇所において、放射性ヨウ素及び放射性セシウムは検出されなかった。

（参考）水道水中の放射性物質に係る管理目標値：放射性セシウム 10 Bq/kg

4 河川水及び底質土（担当課：環境政策局環境企画部環境保全創造課）

市内6河川7地点において、河川水及び底質土の放射性物質の測定を実施。測定地点、測定回数等は以下のとおり。

測定対象	測定地点	測定担当	測定方法	測定回数
河川水及び底質土	鴨川 出町橋 高野川 河合橋 桂川 西大橋 桂川 宮前橋 天神川 西京極橋 宇治川 観月橋 小畠川 長岡本市境界点	環境政策局	ゲルマニウム半導体 検出器による測定 (放射性ヨウ素、放射性セシウム)	1回／年 (6河川7地点)

《結果》

別添4-④

市内6河川（7地点）において、河川水及び底質土を採取し、放射性物質を測定したところ、検出されなかった。（令和7年8月）

【環境放射線モニタリングの実施結果(空間放射線量率)】
令和6年4月～令和7年3月

■ 空間放射線量率の測定結果(午前10時) 確定値

(単位: $\mu\text{Sv}/\text{h}$)

	可搬式					固定式		
	花 脊	京 北	市役所	山 科	西 京	久 多	府 庁	府保環研
令和6年4月4日	0.07	0.08	0.08	0.07	0.06	0.050	0.066	0.053
令和6年4月11日	0.08	0.06	0.07	0.08	0.06	0.050	0.066	0.054
令和6年4月18日	0.06	0.08	0.08	0.09	0.06	0.052	0.067	0.055
令和6年4月25日	0.07	0.06	0.08	0.08	0.06	0.050	0.065	0.053
令和6年5月2日	0.07	0.08	0.07	0.09	0.05	0.051	0.066	0.054
令和6年5月9日	0.08	0.07	0.08	0.07	0.04	0.050	0.066	0.054
令和6年5月16日	0.07	0.07	0.07	0.08	0.06	0.053	0.067	0.054
令和6年5月23日	0.07	0.06	0.08	0.09	0.06	0.052	0.066	0.055
令和6年5月30日	0.08	0.06	0.08	0.08	0.07	0.051	0.066	0.054
令和6年6月6日	0.06	0.06	0.07	0.07	0.04	0.054	0.066	0.054
令和6年6月13日	0.07	0.06	0.07	0.08	0.06	0.056	0.066	0.054
令和6年6月20日	0.07	0.07	0.09	0.07	0.06	0.056	0.067	0.055
令和6年6月27日	0.07	0.07	0.08	0.08	0.06	0.053	0.067	0.055
令和6年7月4日	0.08	0.06	0.08	0.09	0.05	0.051	0.067	0.054
令和6年7月11日	0.06	0.08	0.08	0.11	0.04	0.065	0.076	0.059
令和6年7月18日	0.07	0.06	0.07	0.08	0.04	0.051	0.067	0.053
令和6年7月25日	0.08	0.07	0.07	0.08	0.04	0.052	0.068	0.054
令和6年8月1日	0.07	0.07	0.07	0.08	0.06	0.056	0.067	0.055
令和6年8月8日	0.07	0.07	0.08	0.08	0.05	0.055	0.068	0.054
令和6年8月15日	0.07	0.07	0.08	0.09	0.06	0.056	0.068	0.054
令和6年8月22日	0.07	0.07	0.08	0.09	0.04	0.053	0.067	0.054
令和6年8月29日	0.08	0.08	0.07	0.08	0.06	0.053	0.067	0.052
令和6年9月5日	0.07	0.10	0.08	0.08	0.07	0.055	0.067	0.053
令和6年9月12日	0.08	0.09	0.07	0.08	0.05	0.058	0.067	0.053
令和6年9月19日	0.08	0.11	0.08	0.07	0.05	0.055	0.067	0.053
令和6年9月26日	0.07	0.09	0.08	0.08	0.06	0.055	0.067	0.053
令和6年10月3日	0.07	0.09	0.08	0.09	0.07	0.071	0.073	0.059
令和6年10月10日	0.08	0.10	0.09	0.08	0.06	0.052	0.066	0.053
令和6年10月17日	0.09	0.07	0.08	0.08	0.06	0.054	0.067	0.054
令和6年10月24日	0.07	0.08	0.09	0.07	0.07	0.053	0.066	0.053
令和6年10月31日	0.08	0.09	0.10	0.07	0.07	0.052	0.067	0.053
令和6年11月7日	0.07	0.07	0.07	0.07	0.05	0.050	0.064	0.053
令和6年11月14日	0.08	0.08	0.08	0.08	0.06	0.054	0.067	0.055
令和6年11月21日	0.07	0.08	0.09	0.07	0.07	0.055	0.067	0.055
令和6年11月28日	0.09	0.11	0.08	0.08	0.07	0.052	0.067	0.053
令和6年12月5日	0.07	0.08	0.07	0.08	0.06	0.052	0.066	0.055
令和6年12月12日	0.08	0.09	0.08	0.07	0.07	0.056	0.066	0.054
令和6年12月19日	0.07	0.08	0.09	0.08	0.06	0.058	0.072	0.056
令和6年12月26日	0.08	0.07	0.08	0.08	0.05	0.042	0.068	0.054
令和7年1月9日	0.09	0.07	0.09	0.08	0.06	0.051	0.066	0.054
令和7年1月16日	0.09	0.07	0.09	0.07	0.07	0.046	0.066	0.054
令和7年1月23日	0.08	0.08	0.09	0.08	0.09	0.053	0.068	0.055
令和7年1月30日	0.07	0.07	0.08	0.07	0.05	0.052	0.066	0.052
令和7年2月6日	0.06	0.09	0.09	0.09	0.06	0.051	0.066	0.052

	可搬式					固定式		
	花脊	京北	市役所	山科	西京	久多	府庁	府保環研
令和7年2月13日	0.07	0.12	0.08	0.09	0.07	0.047	0.067	0.054
令和7年2月20日	0.07	0.07	0.09	0.09	0.05	0.033	0.066	0.053
令和7年2月27日	0.08	0.07	0.09	0.08	0.07	0.027	0.068	0.055
令和7年3月6日	0.09	0.09	0.10	0.08	0.06	0.042	0.066	0.053
令和7年3月13日	0.08	0.09	0.09	0.08	0.06	0.050	0.066	0.054
令和7年3月21日	0.06	0.09	0.08	0.08	0.05	0.049	0.066	0.054
令和7年3月27日	0.08	0.09	0.08	0.08	0.07	0.052	0.066	0.054

最小値	0.06	0.06	0.07	0.07	0.04	0.027	0.064	0.052
最大値	0.09	0.12	0.10	0.11	0.09	0.071	0.076	0.059
平均値	0.07	0.08	0.08	0.08	0.06	0.052	0.067	0.054
標準偏差	0.008	0.014	0.008	0.008	0.010	0.006	0.002	0.001

【環境放射線モニタリングの実施結果(空間放射線量率)】
令和7年4月～令和7年10月

■ 空間放射線量率の測定結果(午前10時) 速報値

(単位: $\mu\text{Sv}/\text{h}$)

	可搬式					固定式		
	花 脊	京 北	市役所	山 科	西 京	久 多	府 庁	府保環研
令和7年4月3日	0.08	0.09	0.08	0.07	0.06	0.050	0.066	0.053
令和7年4月10日	0.09	0.09	0.09	0.08	0.07	0.063	0.067	0.055
令和7年4月17日	0.10	0.09	0.09	0.09	0.06	0.052	0.065	0.054
令和7年4月24日	0.08	0.11	0.09	0.08	0.07	0.051	0.066	0.053
令和7年5月1日	0.09	0.09	0.09	0.08	0.05	0.053	0.066	0.054
令和7年5月8日	0.08	0.11	0.09	0.09	0.07	0.051	0.066	0.053
令和7年5月15日	0.08	0.09	0.09	0.07	0.06	0.052	0.066	0.053
令和7年5月22日	0.07	0.08	0.08	0.07	0.05	0.054	0.067	0.054
令和7年5月29日	0.09	0.07	0.08	0.08	0.06	0.054	0.066	0.054
令和7年6月5日	0.09	0.11	0.08	0.07	0.08	0.052	0.067	0.054
令和7年6月12日	0.08	0.11	0.09	0.06	0.06	0.051	0.066	0.054
令和7年6月19日	0.09	0.11	0.09	0.08	0.05	0.054	0.067	0.055
令和7年6月26日	0.07	0.08	0.10	0.09	0.09	0.065	0.078	0.064
令和7年7月3日	0.08	0.12	0.09	0.08	0.06	0.055	0.068	0.055
令和7年7月10日	0.07	0.09	0.08	0.07	0.06	0.055	0.067	0.054
令和7年7月17日	0.09	0.09	0.10	0.09	0.07	0.056	0.072	0.055
令和7年7月24日	0.09	0.11	0.08	0.07	0.06	0.056	0.067	0.055
令和7年7月31日	0.08	0.08	0.09	0.08	0.05	0.058	0.068	0.054
令和7年8月7日	0.09	0.09	0.09	0.07	0.06	0.088	0.069	0.057
令和7年8月14日	0.09	0.09	0.08	0.08	0.06	0.053	0.067	0.054
令和7年8月21日	0.08	0.11	0.08	0.07	0.06	0.055	0.066	0.054
令和7年8月28日	0.08	0.08	0.09	0.08	0.06	0.054	0.067	0.054
令和7年9月4日	0.09	0.08	0.10	0.07	0.07	0.057	0.067	0.055
令和7年9月11日	0.09	0.11	0.09	0.09	0.06	0.052	0.066	0.053
令和7年9月18日	0.07	0.08	0.08	0.07	0.05	0.053	0.067	0.053
令和7年9月25日	0.09	0.08	0.09	0.08	0.05	0.054	0.067	0.053
令和7年10月2日	0.08	0.09	0.09	0.07	0.05	0.054	0.067	0.055
令和7年10月9日	0.08	0.09	0.08	0.08	0.06	0.053	0.066	0.053
令和7年10月16日	0.09	0.11	0.10	0.08	0.07	0.053	0.067	0.053
令和7年10月23日	0.08	0.08	0.09	0.06	0.05	0.052	0.065	0.054
令和7年10月30日	0.07	0.12	0.09	0.07	0.05	0.054	0.067	0.055
最小値	0.07	0.07	0.08	0.06	0.05	0.050	0.065	0.053
最大値	0.10	0.12	0.10	0.09	0.09	0.088	0.078	0.064
平均値	0.08	0.09	0.09	0.08	0.06	0.055	0.067	0.054
標準偏差	0.008	0.014	0.006	0.008	0.009	0.007	0.002	0.002

【環境放射線モニタリングの実施結果(京都市内産の農産物)】
令和6年11月～令和7年10月

■測定方法

ゲルマニウム半導体検出器による放射性核種(ヨウ素131、セシウム134及びセシウム137)を測定
※厚生労働省通知「食品中の放射性物質の試験法について(平成24年3月15日)」に基づき実施

■市内農産物の検査結果

結果判定日	品目	主な産地	検査機関	測定機器	結果		定量下限値 (Bq/Kg)
						(Bq/Kg)	
令和6年11月19日	ねぎ	京都市	京都市衛生環境研究所	ゲルマニウム半導体検出器	ヨウ素	検出せず	<0.358
					セシウム134	検出せず	<0.419
					セシウム137	検出せず	<0.379
令和6年12月17日	こかぶ	京都市	京都市衛生環境研究所	ゲルマニウム半導体検出器	ヨウ素	検出せず	<0.311
					セシウム134	検出せず	<0.327
					セシウム137	検出せず	<0.330
令和7年1月14日	だいこん	京都市	京都市衛生環境研究所	ゲルマニウム半導体検出器	ヨウ素	検出せず	<0.362
					セシウム134	検出せず	<0.321
					セシウム137	検出せず	<0.375
令和7年2月21日	みずな	京都市	京都市衛生環境研究所	ゲルマニウム半導体検出器	ヨウ素	検出せず	<0.387
					セシウム134	検出せず	<0.330
					セシウム137	検出せず	<0.304
令和7年3月7日	こまつな	京都市	京都市衛生環境研究所	ゲルマニウム半導体検出器	ヨウ素	検出せず	<0.331
					セシウム134	検出せず	<0.496
					セシウム137	検出せず	<0.369
令和7年4月11日	九条ねぎ	京都市	京都市衛生環境研究所	ゲルマニウム半導体検出器	ヨウ素	検出せず	<0.415
					セシウム134	検出せず	<0.380
					セシウム137	検出せず	<0.381
令和7年5月27日	キャベツ	京都市	京都市衛生環境研究所	ゲルマニウム半導体検出器	ヨウ素	検出せず	<0.371
					セシウム134	検出せず	<0.362
					セシウム137	検出せず	<0.372
令和7年6月20日	じゃがいも	京都市	京都市衛生環境研究所	ゲルマニウム半導体検出器	ヨウ素	検出せず	<0.412
					セシウム134	検出せず	<0.442
					セシウム137	検出せず	<0.392
令和7年7月16日	なす	京都市	京都市衛生環境研究所	ゲルマニウム半導体検出器	ヨウ素	検出せず	<0.348
					セシウム134	検出せず	<0.321
					セシウム137	検出せず	<0.418
令和7年8月19日	なす	京都市	京都市衛生環境研究所	ゲルマニウム半導体検出器	ヨウ素	検出せず	<0.380
					セシウム134	検出せず	<0.367
					セシウム137	検出せず	<0.405
令和7年9月25日	伏見とうがらし	京都市	京都市衛生環境研究所	ゲルマニウム半導体検出器	ヨウ素	検出せず	<0.392
					セシウム134	検出せず	<0.480
					セシウム137	検出せず	<0.391
令和7年10月23日	紫ずきん	京都市	京都市衛生環境研究所	ゲルマニウム半導体検出器	ヨウ素	検出せず	<0.428
					セシウム134	検出せず	<0.397
					セシウム137	検出せず	<0.445

※生重量による測定。定量下限値以下については「検出せず」としている。

【環境放射線モニタリングの実施結果(水道水)】
令和6年11月～令和7年10月

■測定方法

ゲルマニウム半導体検出器を用いて、放射性核種3種類(ヨウ素131, セシウム134及びセシウム137)を測定
※厚生労働省健康局水道課「水道水等の放射能測定マニュアル(平成23年10月)」に基づき実施。

■市街地測定結果

1 水道原水(琵琶湖疏水第2疏水取水口)

(単位:Bq/L)

検査日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
令和6年11月6日	不検出	不検出	不検出
令和6年12月4日	不検出	不検出	不検出
令和7年1月8日	不検出	不検出	不検出
令和7年2月5日	不検出	不検出	不検出
令和7年3月5日	不検出	不検出	不検出
令和7年4月2日	不検出	不検出	不検出
令和7年5月7日	不検出	不検出	不検出
令和7年6月4日	不検出	不検出	不検出
令和7年7月2日	不検出	不検出	不検出
令和7年8月5日	不検出	不検出	不検出
令和7年9月18日	不検出	不検出	不検出
令和7年10月1日	不検出	不検出	不検出

2-1 水道水(京都市上下水道サービス協会本部:蹴上浄水場系)

検査日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
令和6年11月12日	不検出	不検出	不検出
令和7年2月18日	不検出	不検出	不検出
令和7年6月17日	不検出	不検出	不検出
令和7年9月2日	不検出	不検出	不検出

2-2 水道水(南田児童公園:蹴上浄水場系)

検査日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
令和7年1月7日	不検出	不検出	不検出
令和7年4月1日	不検出	不検出	不検出
令和7年7月1日	不検出	不検出	不検出
令和7年10月7日	不検出	不検出	不検出

2-3 水道水(竹間公園:蹴上浄水場系)

検査日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
令和6年12月10日	不検出	不検出	不検出
令和7年3月11日	不検出	不検出	不検出
令和7年5月20日	不検出	不検出	不検出
令和7年8月19日	不検出	不検出	不検出

3-1 水道水(北部営業所:松ヶ崎浄水場系)

検査日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
令和6年11月12日	不検出	不検出	不検出
令和7年2月18日	不検出	不検出	不検出
令和7年6月17日	不検出	不検出	不検出
令和7年9月2日	不検出	不検出	不検出

3-2 水道水(岩倉東公園:松ヶ崎浄水場系)

検査日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
令和7年1月7日	不検出	不検出	不検出
令和7年4月1日	不検出	不検出	不検出
令和7年7月1日	不検出	不検出	不検出
令和7年10月7日	不検出	不検出	不検出

3-3 水道水(楽只児童公園:松ヶ崎浄水場系)

検査日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
令和6年12月10日	不検出	不検出	不検出
令和7年3月11日	不検出	不検出	不検出
令和7年5月20日	不検出	不検出	不検出
令和7年8月19日	不検出	不検出	不検出

4-1 水道水(ポンプ施設事務所:新山科浄水場系)

検査日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
令和6年11月12日	不検出	不検出	不検出
令和7年2月18日	不検出	不検出	不検出
令和7年6月17日	不検出	不検出	不検出
令和7年9月2日	不検出	不検出	不検出

4-2 水道水(東部営業所:新山科浄水場系)

検査日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
令和7年1月7日	不検出	不検出	不検出
令和7年4月1日	不検出	不検出	不検出
令和7年7月1日	不検出	不検出	不検出
令和7年10月7日	不検出	不検出	不検出

4-3 水道水(西京区役所洛西支所:新山科浄水場系)

検査日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
令和6年12月10日	不検出	不検出	不検出
令和7年5月20日	不検出	不検出	不検出

4-4 水道水(蜂ヶ岡第二公園:新山科浄水場系)

検査日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
令和7年3月11日	不検出	不検出	不検出
令和7年8月19日	不検出	不検出	不検出

※ 「不検出」とは、測定値が検出限界値(1Bq/L未満)を下回っていることを示す。

■山間地域測定結果

3-1 久多浄水場(水道水)

検査日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
令和6年12月9日	不検出	不検出	不検出
令和7年3月12日	不検出	不検出	不検出
令和7年5月19日	不検出	不検出	不検出
令和7年8月18日	不検出	不検出	不検出

3-2 広河原・花脊浄水場(水道水)

検査日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
令和7年1月7日	不検出	不検出	不検出
令和7年4月1日	不検出	不検出	不検出
令和7年7月1日	不検出	不検出	不検出
令和7年10月7日	不検出	不検出	不検出

3-3 弓削浄水場(水道原水)

検査日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
令和6年11月5日	不検出	不検出	不検出
令和7年2月4日	不検出	不検出	不検出
令和7年6月3日	不検出	不検出	不検出
令和7年9月17日	不検出	不検出	不検出

弓削浄水場(水道水)

検査日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
令和6年1月7日	不検出	不検出	不検出
令和7年4月1日	不検出	不検出	不検出
令和7年7月1日	不検出	不検出	不検出
令和7年10月7日	不検出	不検出	不検出

3-4 大原第1浄水場(水道原水)

検査日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
令和6年12月3日	不検出	不検出	不検出
令和7年3月4日	不検出	不検出	不検出
令和7年4月2日	不検出	不検出	不検出
令和7年7月2日	不検出	不検出	不検出
令和7年10月8日	不検出	不検出	不検出

大原第1浄水場(水道水)

検査日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
令和6年12月5日	不検出	不検出	不検出
令和7年3月10日	不検出	不検出	不検出
令和7年5月19日	不検出	不検出	不検出
令和7年8月18日	不検出	不検出	不検出

3-5 山国浄水場(水道原水)

検査日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
令和6年11月5日	不検出	不検出	不検出
令和7年2月4日	不検出	不検出	不検出
令和7年6月3日	不検出	不検出	不検出
令和7年9月17日	不検出	不検出	不検出

山国浄水場(水道水)

検査日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
令和6年12月16日	不検出	不検出	不検出
令和7年3月24日	不検出	不検出	不検出
令和7年6月16日	不検出	不検出	不検出
令和7年9月1日	不検出	不検出	不検出

※「不検出」とは、測定値が検出限界値(1Bq/L未満)を下回っていることを示す。

【環境放射線モニタリングの実施結果(河川水及び底質土)】
令和7年度

■測定日(採取日)
令和7年8月21日

■測定方法
ゲルマニウム半導体検出器による放射性核種(ヨウ素131、セシウム134及びセシウム137)の測定
※外部委託検査

■河川水及び底質土の検査結果

測定地点		河川水			底質土		
		ヨウ素131 (Bq/L)	セシウム134 (Bq/L)	セシウム137 (Bq/L)	ヨウ素131 (Bq/kg)	セシウム134 (Bq/kg)	セシウム137 (Bq/kg)
鴨川	出町橋	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
高野川	河合橋	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
桂川	西大橋	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	宮前橋	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
天神川	西京極橋	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
宇治川	観月橋	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
小畠川	長岡京市境界点	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
検出下限値		1.0	1.0	1.0	30	10	10

※「不検出」とは、検出下限値を下回っていることを表す。
※底質土は乾燥重量で測定のうえ、含水率等を考慮し補正

京都市原子力防災訓練について

1 日時及び場所

(1) 左京区久多地域

令和7年11月9日（日）午前9時半から午前11時半まで

元久多小中学校体育館（左京区久多下の町203）

(2) 左京区広河原地域

令和7年11月16日（日）午前9時半から午前11時45分まで

元堰源小学校体育館及び校庭（左京区広河原能見町87）

2 訓練内容

(1) 情報伝達訓練

屋外スピーカー及び防災ラジオを用いて、原子力災害発生時における住民への情報提供、及び本市が発令した避難指示を、災害時用特設公衆電話を用いて地域の連絡網により伝達

(2) 避難行動訓練

地域住民が各家庭から避難時集合場所まで移動

避難時集合場所では、受付、健康状態の確認、安定ヨウ素剤の配布（安定ヨウ素剤はアメで代用）等を実施

(3) 避難についての説明

実避難時の避難経路等について説明、避難時に着用するレインコート着脱及び汚染検査について説明・実演

(4) 有識者による講演

大野委員による講演を実施

(5) 避難車両スクリーニング

避難退域時検査場所における車両検査の実演

3 訓練参加者

(1) 久多地域 24人

(2) 広河原地域 35人

＜訓練当日の様子＞

○11月11日 久多地域



○11月19日 広河原地域

